

謝罪と赦し、それで終わるものと後に残るもの
伊勢俊彦（立命館大）

個人や集団のあいだの紛争を解決し、関係を正常化する過程にかんする考察は、古くは、ホッブズの、「悔い改め」と「赦し」の自然法に見出すことができる。他人に害を与えたことを「悔い改める」かどうかは、一見、加害行為を行なった個人の内面の問題であるが、それが「赦し」につながるには、被害者に対して加害の責任を認め、赦しを求める言語行為を伴わなければならない。同様のことは、赦しを与える側の内面と言語によるその表明との関係についても言える。

こうしたことをホッブズは主題的に論じてはいないが、個人の内面と外的な行為との関係の問題は、ロックにも見出すことができる。ロックは複数の箇所ですべての人間の魂の秘密が明らかになる「最後の審判」に言及しているが、その一方で、人間に可能な限りでの裁きの正当性の条件をも示している。このような、宗教的な次元と世俗的な次元の対比は、ヒュームによる、約束と宗教儀式の対比にも現われている。

20世紀にはいって「赦し」を論じた哲学者の一人がハンナ・アーレントである。アーレントは、人間の行為を人間が罰したり許したりすることは、あくまで人間の領域の内部のことで、「最後の審判」のごときはそれとは無関係であるとしている。人間の領域での赦しは、約束と並んで、それ自体、人間の活動が行なわれる公共的空間を作り出し維持する活動でもある。

ホッブズからアーレントに至るまで、人間の活動をつうじて維持される公共的空間を構成するのは、公共的空間に参加する対等な資格を持った諸個人であるように見える。しかし、現代の紛争における系統的な暴力や人権侵害、例えば戦時性暴力被害者への謝罪と償いを考えるとき、被害者と加害者の関係はしばしば非対称的である。

責任帰属をはじめとする道徳的な相互作用の条件を公共的空間ないし道徳的・政治的共同体への参加に基づける議論は、現代英米哲学のうちではとりわけピーター・ストローソンに特徴的である。アメリカの倫理学者マーガレット・アーバン・ウォーカーは、共同体への参加という考え方をベースにししながら、逆に、政府や軍による、性暴力を含む組織的な暴力と人権侵害のように、被害者が道徳的共同体の成員たる資格を剥奪され、関係から排除されるケースを取り上げる。こうした暴力や人権侵害が公的に明るみに出るのは、多くの場合戦争終結や体制転換のあとである。この場合、被害の訴えがなされ、それに対する応答が行なわれるということは、一回限りの謝罪や補償で終結することではなく、被害者が公共的な空間への参加資格を回復あるいは獲得することであり、未来に向けて、その資格を保証されることにつながる。

こうした論点が指し示すのは、合理的で自律した主体どうしの対等な関係という想定を超えた、道徳的な相互関係や正義のあり方であろう。発表では、こうした方向性を持った諸議論どうしの関係を整理することも視野に入れながら、現代の世界における謝罪と赦しの条件を検討したい。